土佐清水市産材使用住宅建築助成事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，土佐清水市補助金交付規則（平成 22 年土佐清水市規則第 11 号）第 20 条の規定に基づき，土佐清水市産材使用住宅建築助成事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　市は，市産材を用いた住宅を建築する際に市産材の購入に要する経費を補助することにより，市産材の需要喚起，林業の持続的な発展，地域経済の活性化，定住促進及び防災力向上を図ることを目的とし，予算の範囲内で補助金を交付する。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）市産材とは、土佐清水市内で産出された木材で、市産材証明書により証明された木材をいう。

（２）津波浸水想定区域とは、高知県が公表する「南海トラフ地震による最大クラスの震度分布・津波浸水予測」の想定区域をいう。

（３）建築とは、住宅の新築又は 10 ㎡以上の増築をいう。

（４）住宅とは、人の居住を目的とした住宅及び店舗兼用住宅をいう。

（５）店舗兼用住宅とは、住宅部分の床面積が全体の 2 分の 1 以上のものをいう。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は，次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

（１）土佐清水市内に建築される住宅を取得する個人であること。

（２）市税等の滞納がないこと。

（３）住宅建築後、当該住宅に居住すること又は居住する予定であること。

（補助対象）

第５条　補助の対象となる住宅は，次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）土佐清水市内に新しく建築される賃貸目的ではない住宅であること。

（２）交付申請時に完成前の住宅であり、当該申請年度の３月３１日までに完成する住宅であること。

（３）土佐清水市内に本拠を置く建設業を営む者が建築する住宅であること。

（４）主要な構造材や野地板として、市産材を５立方メートル以上使用する住宅であること。

（補助金額）

第６条　補助金額は，次の各号に揚げる額とする。

（１）建築場所が津波浸水想定区域内の場合は、使用する市産材の材積に，１立方メートルあたり１５，０００円を乗じて得た額とし，上限金額を３００，０００円とする。
（２）建築場所が津波浸水想定区域外の場合は、使用する市産材の材積に，１立方メートルあたり３０，０００円を乗じて得た額とし，上限金額を６００，０００円とする。
２　前項の補助金の合計額に１，０００円未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てるものとする。

（交付申請）
第７条　補助事業者は、補助金交付申請書（第１号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定）
第８条　市長は、前条の規定により補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第２号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（変更交付申請）
第９条　補助事業者は，次の各号のいずれかに該当するときは，補助金変更交付申請書（第３号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。
（１）補助事業の中止又は廃止
（２）補助金額の増額を伴う事業内容の変更

（変更交付決定）
第 10 条　市長は、前条の規定による補助金変更交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の変更交付を決定し、補助金変更決定通知書（第４号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）
第 11 条　補助事業者は，補助事業が完了したときは，補助金実績報告書（第５号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）
第 12 条　市長は，前条の規定による補助金実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査および必要に応じて現地調査等を実施し、適当と認めるときは，補助金確定通知書（第６号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）
第 13 条　補助事業者は、補助金の額が確定した後、補助金請求書（第７号様式）により当該補助金を請求することができる。

２　市長は、前項の規定による補助金請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（他の助成事業との併用）

第 14 条　当該補助金と併せ，国又は県からの助成を受けようとする場合は，市産材の購入に要する対象経費とその他助成の対象経費を明確にし、市産材を対象とする補助金額の合計が市産材の購入に要する経費の額を超えてはならない。

（補助金の返還）

第 15 条　補助事業者等が，提出した書類に虚偽の事項を記載又は補助金の交付に関し不正行為をした場合，市長は補助金交付決定の取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができるものとする。

（雑則）

第 16 条　この要綱に定めるもののほか，補助金に関して必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この要綱は，平成２６年４月１日から適用し，同日以降着工する住宅から適用する。

附　則

この要綱は，平成２６年６月２５日から適用する。

附　則

この要綱は，平成２７年６月５日から適用する。

附　則

この要綱は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和２年８月３日から施行し，令和２年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和８年４月１日から施行する。